

滋賀県沿岸漁業改善資金の基本的事項

【基金の名称】

滋賀県沿岸漁業改善資金

【基金の額】

造成総額 81,826千円（うち国費相当額 43,219千円）

※令和8年3月31日現在

【基金事業等の概要】

沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)に基づき、沿岸漁業従事者従事者等が経営の改善等を図るために必要な資金を、県が無利子で貸し付けるもの。

【申請方法】

資金の貸付を受けようとする者は、貸付申請書に事業計画書その他必要書類を添付し、知事に提出する。

【審査体制】

滋賀県沿岸漁業改善資金運営協議会の意見及び参考資料に基づき、知事が審査する。

【審査基準】

別紙1 滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第2～6条、別紙2 滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準および別紙3 滋賀県沿岸漁業改善資金事務取扱要領第1により、沿岸漁業改善資金制度との適合、事業計画達成可能の可否、償還計画が妥当か等の観点で審査する。

【貸付決定】

知事は、審査基準に照らして貸付けを行うことが適当であると認められるとき、貸付けの決定を行う。

※貸付決定は原則として年4回

貸付回数	第1回	第2回	第3回	第4回
貸付決定日	6月30日	8月31日	11月30日	2月28日

昭和 55 年 2 月 26 日

滋賀県規則第 9 号

改正 昭和 56 年 12 月 14 日規則第 52 号

昭和 63 年 3 月 25 日規則第 9 号

昭和 63 年 11 月 28 日規則第 75 号

平成 2 年 1 月 29 日規則第 4 号

平成 3 年 5 月 7 日規則第 36 号

平成 4 年 12 月 28 日規則第 97 号

平成 6 年 2 月 18 日規則第 4 号

平成 7 年 1 月 6 日規則第 1 号

平成 7 年 8 月 25 日規則第 62 号

平成 8 年 6 月 17 日規則第 44 号

平成 12 年 5 月 10 日規則第 160 号

平成 12 年 8 月 11 日規則第 172 号

平成 13 年 12 月 14 日規則第 112 号

平成 15 年 2 月 26 日規則第 5 号

平成 17 年 1 月 1 日規則第 1 号

平成 17 年 6 月 15 日規則第 49 号

平成 21 年 6 月 19 日規則第 50 号

平成 24 年 3 月 14 日規則第 14 号

平成 24 年 9 月 28 日規則第 61 号

令和元年 6 月 28 日規則第 4 号

令和 3 年 3 月 30 日規則第 18 号

令和 5 年 3 月 31 日規則第 30 号

(定義)

第 2 条 この規則において「沿岸漁業」とは、法第 2 条第 1 項各号に掲げる漁業をいう。

2 この規則において「経営等改善資金」とは、法第 2 条第 2 項の資金で次に掲げるものをいう。

- (1) 自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備または装置（以下「機器等」という。）の設置に必要な資金（以下「操船作業省力化機器等設置資金」という。）
- (2) ラインホーラー等の揚縄機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金（以下「漁ろう作業省力化機器等設置資金」という。）
- (3) 前 2 号に規定する機器等を駆動し、または作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金（以下「補機関等駆動機器等設置資金」という。）
- (4) 推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のものまたは通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金（以下「燃料油消費節減機器等設置資金」という。）
- (5) 知事が定める基準に基づき、知事が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）または知事が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金（以下「新養殖技術導入資金」という。）
- (6) 知事が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めを締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入また

は設置に必要な資金（以下「資源管理型漁業推進資金」という。）

(7) 知事が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めに締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入または設置に必要な資金（以下「環境対応型養殖業推進資金」という。）

(8) 漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命または身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金（以下「乗組員安全機器等設置資金」という。）

(9) 漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備または消火器その他の消防設備の購入に必要な資金（以下「救命消防設備購入資金」という。）

(10) レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入または設置に必要な資金（以下「漁船衝突防止機器等購入等資金」という。）

(11) 漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金（以下「漁具損壊防止機器等購入資金」という。）

3 この規則において「生活改善資金」とは、法第2条第3項の資金で次に掲げるものをいう。

(1) 生活の合理化に資する設備または装置の設置に必要な資材の購入に必要な資金（以下「生活合理化設備資金」という。）

(2) 家族関係の近代化または家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善その他住居の利用方式の改善に必要な資金（以下「住居利用方式改善資金」という。）

(3) 婦人または高齢者であつて沿岸漁業の従事者またはその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るためこれらの者が共同して行う水産動植物の採捕もしくは養殖もしくは加工その他の生産活動に必要な機器等の設置または当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金（以下「婦人・高齢者活動資金」という。）

4 この規則において「青年漁業者等養成確保資金」とは、法第2条第4項の資金で次に掲げるものをいう。

(1) 青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法または技術を実地に習得するための研修で、知事が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金（以下「研修教育資金」という。）

(2) 青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法または技術の習得で、知事が定める基準に適合するものに必要な資金（以下「高度経営技術習得資金」という。）

(3) 知事が定める基準に基づき、青年漁業者またはその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金（以下「漁業経営開始資金」という。）

5 この規則において「沿岸漁業従事者等」とは、法第3条に規定する沿岸漁業従事者等をいう。

6 この規則において「認定中小企業者」とは、沿岸漁業従事者等が実施する沿岸漁業の経営の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる近代的な漁業技術その他合理的な漁業生産方式の導入（当該漁業技術または当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を支援するため、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項に規定する認定中小企業者または同項に規定す

る認定中小企業者が団体である場合におけるその直接もしくは間接の構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者をいう。

- 7 この規則において「促進事業者」とは、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従つて六次産業化法第5条第4項第3号に掲げる措置を行う六次産業化法第6条第3項に規定する促進事業者をいう。

（法人格のない団体の借受資格）

第3条 沿岸漁業従事者等、認定中小企業者または促進事業者のうち、法人格のない団体にあつては、次の各号に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

- （1）沿岸漁業生産または漁業技術の改善等を共同して、または集団的に行うことを目的として組織された団体で、実体的活動を現に行っているもの（婦人・高齢者活動資金および漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。
- （2）その規模、内容等が水産業改良普及組織等の普及指導の対象として適当であると認められるものであること。
- （3）目的、名称、事務所、資産、代表者および総会に関する定めを有するものであること。

（貸付けの内容等）

第4条 沿岸漁業改善資金の貸付けの内容、一の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者または促進事業者ごとの貸付限度額および償還期間等は、別表第1に定めるとおりとする。

（貸付金の合計額の限度）

第5条 一の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者または促進事業者に貸し付ける沿岸漁業改善資金の合計額の限度は、5,000万円以内とする。ただし、特別の理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額内とする。

（担保または連帯保証人）

第6条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、貸付金額に応じて知事が定める数の連帯保証人を立てなければならない。

- 2 貸付申請者が、団体である場合は、その構成員のうち、当該借受けによつて受益する者（その者が特定されない場合にあつては、当該団体の理事等）が当該団体の連帯保証人となるものとする。
- 3 貸付申請者が、第1項の連帯保証人を立てることができないと知事が認める場合であつて、適当な担保を提供することができるときは、貸付申請者は、連帯保証人に替えて担保を提供することができる。
- 4 知事は、貸付金債権を保全するため必要があると認める場合は、沿岸漁業改善資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）に対し、連帯保証人の追加もしくは交替または担保の追加もしくは変更を求めることができる。
- 5 前項の担保は、沿岸漁業改善資金により導入した機器、施設または漁船を優先するものとする。

別紙 2**滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準**

平成 3 年 5 月 7 日

滋賀県告示第223号

改正 平成 6 年 2 月 18 日 告示第64号

改正 平成21年 6 月 19 日 告示第424号

改正 平成24年 3 月 14 日 告示第120号

改正 令和 5 年 3 月 31 日 告示第148号

滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 55 年滋賀県規則第 9 号）第 16 条の規定に基づき、滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準を次のように定める。

滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準**第 1 経営等改善資金の種類ごとの貸付けの相手方**

資金の種類	貸付けの相手方
1 操船作業省力化機器等設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合および漁業協同組合を除く。）および沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）ならびに滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年滋賀県規則第9号）第2条第6項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）および同条第7項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）
2 漁ろう作業省力化機器等設置資金	1と同じ。
3 補機関等駆動機器等設置資金	1と同じ。
4 燃料油消費節減機器等設置資金	1と同じ。
5 新養殖技術導入資金	1と同じ。
6 資源管理型漁業推進資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営むかまたは沿岸漁業を営む者を構成員とす

	る漁業協同組合、沿岸漁業を営むかまたは沿岸漁業を営む者を構成員とする協業体（漁業生産組合および漁業協同組合を除く。）および沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）ならびに認定中小企業者および促進事業者
7 環境対応型養殖業 推進資金	6と同じ。
8 乗組員安全機器等 設置資金	沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合および漁業協同組合を除く。）および沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）
9 救命消防設備購入 資金	8と同じ。
10 漁船衝突防止機器 等購入等資金	8と同じ。
11 漁具損壊防止機器 等購入資金	8と同じ。

第2 生活改善資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 生活合理化設備資金	沿岸漁業の従事者
2 住居利用方式改善資金	1と同じ。
3 婦人・高齢者活動資金	沿岸漁業の従事者の組織する団体

第3 青年漁業者等養成確保資金の種類ごとの貸付けの相手方

資金の種類	貸付けの相手方
1 研修教育資金	青年漁業者（おおむね18歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。）、沿岸漁業労働従事者（おおむね18歳以上50歳未満の者に限る。）、その他の漁業を担うべき者、

	沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者
2 高度経営技術習得資金	青年漁業者、青年漁業者の組織する団体
3 漁業経営開始資金	2と同じ。

第4 認定申請書および貸付申請書の提出期日ならびに貸付金の貸付決定期日
認定申請書および貸付申請書の提出期日ならびに貸付金の貸付決定期日は、次のとおりとする。

	認定申請書および貸付申請書の提出期日	貸付金の貸付決定期日
第1回	5月31日	6月30日
第2回	7月31日	8月31日
第3回	10月31日	11月30日
第4回	1月31日	2月28日

(一部改正〔平成6年告示64号・21年424号・24年120号・令和5年30号〕)

付 則

1 この告示は、平成3年5月7日から施行し、平成3年度の貸付けに係る資金から適用する。

2 沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和55年滋賀県告示第87号）は、廃止する。

付 則（平成6年告示第64号）

この告示は、平成6年2月18日から施行し、改正後の滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準の規定は、平成5年度の貸付けに係る資金から適用する。

付 則（平成21年告示第424号）

この告示は、平成21年6月19日から施行し、改正後の滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準は、平成21年度の貸付けに係る資金から適用する。

付 則（平成24年告示第120号）

この告示は、平成24年3月14日から施行する。

付 則（令和5年告示第148号）

この告示は、令和4年3月31日から施行する。

平成 7 年 3 月 29 日	伺	定
平成 8 年 3 月 29 日	一部改正	
平成 10 年 4 月 1 日	一部改正	
平成 17 年 4 月 1 日	一部改正	
平成 19 年 4 月 1 日	一部改正	
平成 20 年 7 月 28 日	一部改正	
平成 21 年 6 月 19 日	一部改正	
平成 25 年 3 月 21 日	一部改正	

沿岸漁業改善資金貸付事務取扱については、沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和 54 年政令第 124 号以下「政令」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和 54 年農林水産省令第 22 号以下「省令」という。）、滋賀県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 55 年滋賀県規則第 9 号以下「貸付規則」という。）、滋賀県沿岸漁業改善資金貸付基準（平成 3 年滋賀県告示第 223 号以下「貸付基準」という。）に定めるものを除くほか、この要領の定めるところによる。

第 1 貸付条件

1. 借受資格者

- (1) 貸付規則第 2 条第 5 項の規定による沿岸漁業従事者とは、漁業を自ら営みまたは従事する者とし、沿岸漁業従事者の組織する団体とは、法人格の有無にかかわらず同規則第 3 条第 1 号から第 3 号までの条件をあわせ有し、固有の名称をもち構成員の加入脱退にかかわらず同一目的を有する組織体として存続し、定款、規約またはそれに準じた定めをもつものとする。
- (2) 生活改善資金の住居利用方式改善資金借受者は、居室改善、炊事施設改善、衛生施設改善、家事室等改善のそれぞれ区分内において改善計画が樹立されていなければならない。また、大規模な改善については住宅金融公庫資金等にゆだねるものとする。
- (3) 青年漁業者等養成確保資金の漁業経営開始資金借受者は、この借受けによって開始する経営内容を明確にした簿記等の記帳ができる能力を有する者とする。
- (4) 沿岸漁業改善資金の借受者またはその役員等（借受者が法人の場合にあっては非常勤を含む役員および支配人ならびに営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様に責任を有する代表者および理事等、個人にあってはその者および支店または営業所を代表する者をいう。）が、次のいずれにも該当する者でないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与

える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ 上記イからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

2. 貸付限度

沿岸漁業改善資金の貸付限度額は、規則第4条別表第1に規定する貸付限度額または貸付申請にかかる資材購入額等事業経費のいずれか低い額とする。

3. 貸付回数

同一の沿岸漁業従事者等、認定中小企業者または促進事業者に対する貸付けは、原則として貸付内容(自動操だ装置等ごとの種類をいう。)ごとに1回限りとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 新しい施設・機器・資材等の導入により技術の内容等が高度化もしくは変化し、または燃料油の消費の節減もしくは大気汚染物質(窒素酸化物(NO_x)等)の放出を低減すること等により、沿岸漁業の経営もしくは操業状態の改善または生活の改善に資することが認められる場合
- (2) 漁ろう作業省力化機器等設置資金に係る貸付けで、漁法・漁場等の転換があり、同一の貸付内容であっても、新たに導入しようとする機器等が既に導入している機器等と技術的に異なる場合
- (3) 補機関等駆動機器等設置資金の油圧装置に係る貸付けで、当該装置で駆動しようとする操船作業または漁ろう作業省力化機器等が異なる場合
- (4) 新養殖技術導入資金の種苗に対する貸付けで、1回の貸付けでは、その効果が判定しがたい場合(ただし、この場合2回を限度とする。)
- (5) 新養殖技術導入資金に係る貸付けで、貸付対象となる養殖魚種もしくは養殖技術の転換を行う場合または漁場の利用方法の転換を都道府県等の指導を受け、年次計画を立てて行う場合
- (6) 資源管理型漁業推進資金または環境対応型養殖業推進資金に係る貸付けで、当該資金以外の資金による貸付内容と同一の内容を含んでいる場合
- (7) 経営等改善資金に係る貸付けで、同一の貸付内容と新規の貸付内容が一体となった機器等であって、これらの機能が相互関連の下で作動することにより、効率的または効果的な使用に資するものであると認められる場合
- (8) 借受者が災害を受け、本資金により導入しようとする技術または生産方式の改善等が未達成の状態となったと認められる場合
- (9) 研修教育資金の国内研修の場合(ただし、この場合2回を限度とする。)
- (10) 漁業経営開始資金に係る貸付けで、年次計画をもって実施する場合

4. 償還方法

貸付金の償還方法は、原則として年賦均等償還の方法によるものとし、端数については初年度に加算するものとする。

なお、償還期日は次表のとおりとする。

償 還 期 日	貸付決定時期	償 還 期 日	貸付決定時期
5 月 2 0 日	6 月	1 0 月 2 0 日	1 1 月
7 月 2 0 日	8 月	1 月 2 0 日	2 月

5. 保証人および保証額

次表に掲げる区分によるものとする。

借 受 主 体	借 受 申 請 者	連 帯 保 証 人 お よ び 保 証 額
個 人 の 場 合	本 人 （ 個 人 ）	1. 他人（2人以上） 2. 全額 （青年漁業者等養成確保資金（漁業経営開始資金のうち1の区分された沿岸漁業部門の経営の開始の場合に限る。）については保証人のうち1人は必ず経営主とする。）
数人が共同して 行う場合（団体を 構成していない）	全 員 （ 連 名 ）	1. 連帯債務者以外の者（2人以上） 2. 個人の場合に同じ
団 体 の 場 合	代 表 者	1. 下記のいずれかによる。 （1）役員（理事または監事） （2）構成員中の受益者全員 （3）受益者の一部代表（2人以上） （4）構成員中の受益者以外の者 （2人以上） 2. 個人の場合に同じ